平成 30 年度事業計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

I. 基本方針

法人会は、税のオピニオンリーダーとして地域の中小企業のために真に必要な税制等の提言、納税意識向上のための税の啓発活動、税知識普及のための研修等を実施し、申告納税方式の維持・発展に寄与することを第一の目的に置き、地域経済を担う企業・経営者の支援のための各種講演会・研修会・セミナーの開催並びに地域社会の健全な発展に寄与するため社会貢献事業を積極的に実施する。

また、公益社団法人として公益目的事業の充実を図るためには、組織力とそれを維持する財政基盤の安定が欠かせないことから、役員および会員並びに協力団体等の協力を得て、組織の拡大のため会員の加入勧奨に取り組むこととする。

Ⅱ. 主な事業計画

1. 公益目的事業

(1) 税制提言活動

わが国の経済情勢は、アメリカ、中国を中心とする経済成長の流れの中で、回復基調がこれまで類を 見ないほど長期間継続し続けている。日本人のものづくりに対する真摯な取組み、あるいは人に対する 思いやりの対応などが、海外の多くの人々から高い評価を受け新たな輸出に、また来日する観光客の増加からインバウンド収入の増加などが、新たな好調要因となっているものの、依然として中小企業を取り巻く環境は、政府の2%のインフレ政策の効果も充分でないことから、厳しい価格競争が避けられず 収益の回復が困難な状態の企業が減少しないことが想定されます。

このような状況において、中小零細企業にとって真に有効な政策の実現に向けて税法・税制はもちろん、国の財政の健全化、経済の復興に対する要望を取りまとめ、管内の衆議院議員、県・市の首長および議会の長に対し、組織の力を結集して提言を行うこととする。

(2) 税知識の普及および納税意識の高揚

ア. 租税教育事業

納税意識の高揚など税の啓発活動として、市内の小学生を対象に「租税教室」および「税に関する 絵はがきコンクール」を実施し、将来の担い手である小学生に「税の仕組み」「税の使われ方」の学 習を通して「税の大切さ」を学んでもらう事業を行う。

イ、税務の広報事業

税務行政の広報活動として、e-Tax およびeLTAXの利用促進事業、「税制改正のあらまし」および租税教育用教材の配付とともに当会のホームページ及び会報誌を使って税知識の普及を促進する。また、市内表町商店街において、岡山市民を対象に税の広報用ポスターの掲示、税に関するアンケートおよびクイズ並びにe-Taxの開始届、確定申告書の電子作成の実演を行うなど、税務行政に対する支援と、税理士による「税の無料相談」を実施する。

ウ. 税に関する研修会の開催

申告納税制度の維持・発展および税務行政の円滑な執行に寄与するため、税知識普及のための各種 税務研修会を積極的に実施する。

また、全法連が税理士会の支援を受けて制作し国税庁が後援している「自主点検チェックシート」の活用について、決算期別法人説明会などの税務研修会で説明し、その活用の拡大を図ることとする

(3) 経営支援事業

法人会は、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援する経営者の団体である」を基本理 念の一つに掲げ、有益な情報の提供並びに企業経営者の資質の向上を図るため、各種講演会・研修会 セミナーを開催する。

これらの研修は、会員企業のみならず地域の企業経営者も参加できるようマスコミ・ホームページ で開催案内をし、会員だけでなくより多くの経営者が参加できるように配意する。

(4) 地域社会貢献事業

ア.「知って得する?税金」の開催 【女性部会関係】

表町商店街において買い物客を対象に申告手続きのICT 化の推進のためPC による確定申告書の作成方法、e-Tax 等利用方法の説明とそのポスターの掲示、税に関するアンケート・クイズを行い、税務行政に理解を求めるとともに税理士による無料の税金相談を行い、税知識の普及に努める。

また、「税に関する絵はがきコンクール」で優秀作品に選出された児童の表彰を同会場で行うとと もに、応募作品の一部を展示して多くの人に鑑賞していただく機会を設けることとする。

イ. こどもエコクラブ活動の支援 【青年部会関係】

岡山県内にある「こどもエコクラブ」に環境に関する活動内容の発表をする場を設けて、「こどもエコクラブ」の活性化を図るとともに、その活動を通して地域の子供達にエコクラブ活動の広がりを促し、ひいては地域社会に対して環境活動に理解を求めることとする。

ウ. 清掃事業

管内の特定箇所の清掃事業(ボランティア活動)に協賛し、環境整備に積極的な取組みを行う。

エ、消費電力の節減

東日本大震災をきっかけに、エネルギーの供給のあり方について関心が広がり、大切な資源の浪費を防止する観点から会員にチラシを配付し家庭での節電を呼びかける。

2. 共益事業

(1) 組織増強推進事業

毎年のように減少し続ける会員数に歯止めをかけるため組織の力を結集して、会員の増加に努める。 会員の減少は財政基盤が弱体化すること、会の活動の衰退に繋がるなど結果として組織の弱体に結 びつくことから、理事会・各部会・支部等の役員並びに金融機関などに協力を求め、組織の維持・拡 大に向けて積極的な取組みを実施する。

(2) 会員支援事業

法人会のメリットの一つでもある異業種間の交流会を積極的に開催し、会員同志による情報交換を 行い、会員間の協調性の醸成と会員企業の事業活動の発展を支援する。

近年、新入会員が80社に及んでいるものの、法人会の活動に参加する機会がないことが、会員として定着しない、あるいはメリット論に繋がることから、新入会員の交流会を開催する。

(3) 財政安定化事業

経営者大型保障制度、企業のリスクヘッジのための保険制度、個人のためのがん保険等の保障制度の充実のため、取扱三社と情報交換を密にして保険契約の拡充に努め、財政の安定化を図る。

28 年度で終了した「3年で10億円の増収計画」は、助成金が増加するなど一定の成果が見られたものの目標額に達しなかったこともあり、全法連が新たな施策として打ち出した「ふやそう2万社60 G0キャンペーン」の達成のため、未加入社を対象としてアンケート、チラシの配付などの新たな取組みを取扱三社と協力して行い、福利厚生制度の推進を図ることとする。

(4) 女性部・青年部会関係

法人会のメリットの一つでもある異業種間の交流会を開催し、会員同士の情報交換および親睦を図ることとする。この交流会は会員企業の発展を支援するものであることから、単位会が開催するものばかりでなく県法連、全法連が開催する大会に積極的に参加できる環境を醸成する。

また各部会とも活発な事業活動を実施しているが、更なる充実のために部会員の加入勧奨を継続的に実施し、組織の拡大を図る。

3. 管理関係

公益社団法人としてガバナンスに配意し、総会・理事会等組織の維持のための事務は規程に沿った 適正な運営に努める。また、コンプライアンスに配意した事業運営を行うとともに、会員の利益の喪 失とならないよう個人情報の管理は徹底する。

事務運営については、資産等の日常管理を徹底するとともに、事務管理規程・会計管理規程に基づ く適正な執行に努める。